



光陽通信

発行月：2023年4月



KOYO INTERNATIONAL PATENT FIRM

ごあいさつ

お客様のご発展に役立つこと、それが私たちの使命です。知的財産権の分野においては、国際的重要度が増し、出願書類の質、納期、サービスにおいて、益々高いものが要請されるようになり、その要請に応えられるよう、日々、精進しております。

この度、第25号として、春号を発行致しました。常日頃より弊社をご愛顧頂いているお客様には、日々の感謝を申し上げるとともに、知財業務のお役に立つ情報となれば幸いです。また、新たに事務所をお探しのお客様には、これを機会に弊所をより深く知って頂き、是非弊所をご検討・ご用命くださいますようお願い申し上げます。

2023年春号 目次

- ごあいさつ p1
- 判決に学ぶ p2
- 「コンセント(同意)制度の導入」の可能性について p3
- 令和5年4月1日から施行・運用される事項について p4
- 海外の特許事情
- ツイートの適法引用について p6
- 事務所の概要 p7
- 銀座界限「てくてくグルメ」 p8



判決に学ぶ

弁護士・弁理士 井上 修一

判例解説 知財高裁令和4年11月16日判決（令和3年（行ケ）第10140号）

第1 初めに

本判決は、プロダクト・バイ・プロセス・クレームについて明確性要件違反を認め、無効審判請求を不成立とした審決を取り消した判決である。なお、無効理由としては、明確性要件違反の他に、実施可能要件違反、サポート要件違反及び進歩性の欠如も主張されているものの、以下においては、プロダクト・バイ・プロセス・クレームの明確性要件違反について判断した部分のみを扱う。

第2 事案の概要

1 事案の経緯

本件は、発明の名称を「電鍍管の製造方法及び電鍍管」とする特許（特許第3889689号（以下「本件特許」という。））に係る特許無効審判請求について、特許庁が請求不成立とする審決（以下「本件審決」という。）をしたことから、原告が本件審決の取消しを求めて訴えを提起した事案である。

2 特許発明の内容について

訂正請求による訂正後の本件特許の特許請求の範囲に記載の発明のうち、明確性要件違反が問題となった請求項6及び9に係る発明は、以下の通りである。なお、以下においては、訂正がなされていない請求項6に係る発明を「本件発明6」、訂正がなされた請求項9に係る発明を「訂正発明9」という。また、訂正発明9における下線部は、本件発明6との相違部分である。

(1) 本件発明6

外周面に電着物または囲繞物とは異なる材質の金属の導電層を設けた細線材の周りに電鍍により電着物または囲繞物を形成し、前記細線材の一方または両方を引っ張って断面積を小さくなるよう変形させ、前記変形させた細線材と前記導電層の間に隙間を形成して前記変形させた細線材を引き抜いて、前記電着物または前記囲繞物の内側に前記導電層を残したまま細線材を除去して製造される電鍍管であって、

前記導電層は、前記電着物または前記囲繞物より電気伝導率が高いものとし、

前記細線材を除去して形成される中空部の内形状が断面円形状又は断面多角形状であって、前記電着物または前記囲繞物の肉厚が5 μ m以上50 μ m以下であることを特徴とする、

電鍍管。

(2) 訂正発明9

外周面に電着物または囲繞物とは異なる材質の金属の導電層を設けた細線材の周りに電鍍により電着物または囲繞物を形成すると共に、前記細線材の両端側に前記電着物または前記囲繞物が形成されていない部分を形成し、前記細線材の一方又は両方を引っ張って断面積を小さくなるよう変形させ、前記変形させた細線材と前記導電層の間に隙間を形成して前記変形させた細線材を引き抜いて、前記電着物または前記囲繞物の内側に前記導電層を残したまま細線材を除去して製造される電鍍管であって、

前記導電層は、前記電着物または前記囲繞物より電気伝導率が高いものとし、

前記細線材を除去して形成される中空部の内形状が断面円形状又は断面多角形状であって、前記電着物または前記囲繞物の肉厚が5 μ m以上50 μ m以下であり、

前記電着物または前記囲繞物はニッケルとし、前記導電層は金としたことを特徴とする、

電鍍管。

第3 判旨

本判決は、以下のように述べて、本件発明6及び訂正発明9について明確性要件の充足性を否定し、特許庁の審決を取り消した。

「物の発明についての特許に係る特許請求の範囲にその物の製造方法が記載されている場合において、特許請求の範囲の記載が特許法36条6項2号にいう「発明が明確であること」という要件に適合するといえるのは、出願時において当該物をその構造又は特性により直接特定することが不可能であるか、又はおよそ実質的でないという事情が存在するときに限られる（最高裁判所平成24年（受）第1204号同27年6月5日第二小法廷判決・民集69巻4号700頁）。

もつとも、上記のように解釈される趣旨は、物の発明について、その特許請求の範囲にその物の製造方法が記載されている場合（プロダクト・バイ・プロセス・クレーム）、当該発明の技術的範囲は当該製造方法により製造された物と構造、特性等が同一である物として確定されること（前掲最高裁判決）、一般的には、当該製造方法が当該物のどのような構造又は特性を表しているのか、又は物の発明であつてもその発明の技術的範囲を当該製造方法により製造された物に限定しているか不明であり、特許請求の範囲等の記載を読む者において、当該発明の内容を明確に理解することができず、権利者がその範囲において独占権を有するのにかつて予測可能性を奪う結果となり、第三者の利益が不当に害されることが生じかねないところにある。

そうすると、物の発明についての特許に係る特許請求の範囲にその物の製造方法が記載されている場合であつても、上記一般的な場合と異なり、出願時において当該製造方法により製造される物がどのような構造又は特性を表しているのかが、特許請求の範囲、明細書、図面の記載や技術常識より一義的に明らかな場合には、第三者の利益が不当に害されることはないから、不可能・非実質的事情がないとしても、明確性要件違反には当たらないと解される。」

「まず、特許請求の範囲の記載から本件発明6及び訂正発明9の製造方法により製造された電鍍管の内面精度が明らかでないことはいうまでもなく、また、本件明細書には、本件発明6及び訂正発明9の製造方法により製造された電鍍管の内面精度について、何ら記載も示唆もされていない。

そして、本件明細書には、細線材を除去する方法として、①電着物等を加熱して熱膨張させ、又は細線材を冷却して収縮させることにより、電着物等と細線材の間に隙間を形成する方法、②液中に浸して又は液をかけることにより、細線材と電着物等が接触している箇所を滑りやすくする方法、③一方又は両方から引っ張って断面積が小さくなるよう変形させて、細線材と電着物等の間に隙間を形成したりして、掴んで引っ張るか、吸引するか、物理的に押し遣るか、気体又は液体を噴出して押し遣る方法、④熱又は溶剤で溶かす方法が記載されている（【0041】、【0116】）が、これらの方法と、製造される電鍍管の内面精度との技術的關係についても一切記載がなく、ましてや、本件発明6及び訂正発明9の製造方法（上記③の方法に含まれる。）が、他の方法で製造された電鍍管とは異なる特定の面精度を意味することについてすら何ら記載も示唆もない。さらに、上記各方法により面精度の相違が生じるかについての技術常識が存在したとも認められない。

そうすると、本件発明6及び訂正発明9の製造方法により製造された電鍍管の構造又は特性が一義的に明らかであるとはいえない。」

「以上のとおりであるから、本件発明6及び訂正発明9が明確であるといえるためには、本件出願時において、本件発明6及び訂正発明9の電鍍管をその構造又は特性により直接特定することについて不可能・非実質的事情が存在するときに限られるところ、被告はこのような事情が存在しないことは認めている。」

第4 解説

1 本判決前の事情

物の発明についての特許に係る特許請求の範囲にその物の製造方法が記載されている場合（プロダクト・バイ・プロセス・クレーム）については、以前より権利範囲が不明確となり易いといった問題点が指摘されていたところ、プラバスタチンナトリウム事件最高裁判決（最判平成27年6月5日（民集69巻4号700頁））は、このようなプロダクト・バイ・プロセス・クレームについて、出願時において当該物をその構造又は特性により直接特定することが不可能であるか、又はおよそ実際のでないという事情（不可能・非実際の事情）が存在するときのみ明確性要件に適合し、それ以外の場合には明確性要件に適合しないと判示した。

しかし、この判示に従えば、長年認められてきたプロダクト・バイ・プロセス・クレームに係る特許の大半が無効となりかねないことから、この判決の射程や妥当性については多くの議論がなされ、知財高裁においては、明確性要件が要求される趣旨に鑑みて、「物の発明についての特許に係る特許請求の範囲にその物の製造方法が記載されている場合」に該当する範囲を限定的に解し、プラバスタチンナトリウム事件最高裁判決が適用される範囲を限定した上で、明確性要件の充足性を肯定する判決が散見されていた（知財高裁平成28年9月20日判決（平成27年（行ケ）第10242号）、知財高裁平成28年11月8日判決（平成28年（行ケ）第10025号）等。）。

2 本判決について

このような事情の下で、本判決は、従前の知財高裁の判決と同様に、明確性要件が要求される趣旨に鑑みて、プラバスタチンナトリウム事件最高裁判決が適用される範囲を限定した上で、それでもなお明確性要件の充足性を否定した判決である。

すなわち、本判決は、物の発明についての特許に係る特許請求の範囲にその物の製造方法が記載されている場合であっても、出願時において当該製造方法により製造される物がどのような構造又は特性を表しているのかが、特許請求の範囲、明細書、図面の記載や技術常識より一義的に明らかでない場合には、第三者の利益が不当に害されることはないから、不可能・非実際の事情がないとしても、明確性要件違反には当たらないとした上で、本件発明6及び訂正発明9がこのような場合に該当するかを検討した。

そして、本件特許の明細書に、本件発明6及び訂正発明9の製造方法により製造された電鍍管の内面精度について何らの記載も示唆もない点や、本件発明6及び訂正発明9の製造方法により内面精度の相違が生じるかについての技術常識が存在したとも認められない点等から、特許請求の範囲の記載に加えて、明細書及び技術常識を考慮しても、本件発明6及び訂正発明9の製造方法により製造された電鍍管の構造又は特性が一義的に明らかであるとはいえないとした。

そして、この場合、明確性要件の充足性が肯定されるためには、プラバスタチンナトリウム事件最高裁判決に従い、不可能・非実際の事情が存在することが必要となるところ、このような事情が存在しない点については被告も認めていたことから、本件発明6及び訂正発明9について明確性要件の充足性を否定したものである。

3 今後の留意事項

本判決は、プラバスタチンナトリウム事件最高裁判決後に出された知財高裁の複数の判決と同様に、この最高裁判決の射程を限定的に解したものであり、特段目新しいことを述べた判決ではないものの、以前の判決はいずれも結論として明確性要件の充足性を肯定したものであるのに対し、本判決は、プラバスタチンナトリウム事件最高裁判決の射程を限定的に解した上で、なお、構造又は特性が一義的に明らかであるとはいえないとして、明確性要件の充足性を否定している点で、プロダクト・バイ・プロセス・クレームの明確性要件の充足性について判断するにあたって、参考になる判決である。

上記のように、プラバスタチンナトリウム事件最高裁判決の射程は知財高裁によって限定的に解される傾向にあり、上記のように、複数の知財高裁判決において、物の発明についての特許に係る特許請求の範囲にその物の製造方法が記載されている場合において、不可能・非実際の事情が認められなくても、明確性要件の充足性が肯定されている点に鑑みれば、特許出願時にプロダクト・バイ・プロセス・クレームの使用を必ずしも避ける必要はないものの、本判決を念頭に、物の発明についての特許に係る特許請求の範囲にその物の製造方法が記載されていても、当該製造方法により製造される物の構造又は特性が一義的に明らかと言えるかについて、慎重に検討することが求められる。

日本の商標制度における「コンセント（同意）制度の導入」の可能性について

文：弁理士 藤田 康文

1. コンセント制度の導入の検討

産業構造審議会知的財産分科会 第11回商標制度小委員会速記録 特許庁発行によれば、商標制度小委員会において、コンセント制度の導入を進める方向で検討されているとしています。

2. 商標法第4条第1項第11号の規定による拒絶

日本の商標制度では、A会社の先願先登録の商標Xがあった場合、その登録商標Xと類似する商標YのB会社の出願は、商標法第4条第1項第11号の規定により拒絶されます。

3. 拒絶の回避のための現行での2つの運用

現行では、拒絶の回避のために以下の2つの運用がされています。

（A会社とB会社の間に支配関係がある場合）

この場合、A会社とB会社のいずれか一方が他方を支配する関係にあって、B会社がA会社から承を得ていることを証明する書面を提出することで、B会社の出願は拒絶が回避されます。

（A会社とB会社の間に支配関係が無い場合）

この場合、拒絶理由通知を受けた段階でB会社の商標Yの出願を一旦A会社に名義を変えて登録査定を受けた後、権利をB会社に移転するという手法を取ることで、B会社は商標Yの商標権を得られます。

4. コンセント制度を利用した運用

コンセント制度は、導入されれば、拒絶の回避のための運用の新たな選択肢となります。コンセント制度は、まだ制度の詳細が不明ですが、出願人と引用商標の商標権者のいずれか一方が他方を支配する関係になくとも、所定の様式に沿った同意書の特許庁に提出するのみでよいと史料されます。

今後のコンセント制度の導入までの進捗について注視したいと思います。

令和5年4月1日から施行・運用される事項について

文：弁理士 赤澤 高

1. はじめに

令和5年4月1日から施行される回復制度における要件緩和と、原出願が係属中の分割出願に対する審査中止（中断）の運用について説明する。

2. 回復制度の要件緩和

(1) 既刊の光陽通信（2021年（令和3年）4月号）で説明したように、審査請求手続き等において、期間徒過後の救済規である回復措置の要件が緩和される。

具体的には、「**正当な理由**」についての判断基準が、**相当な注意基準**から、**故意ではない基準**となる。詳細については、既刊の光陽通信を御確認ください。

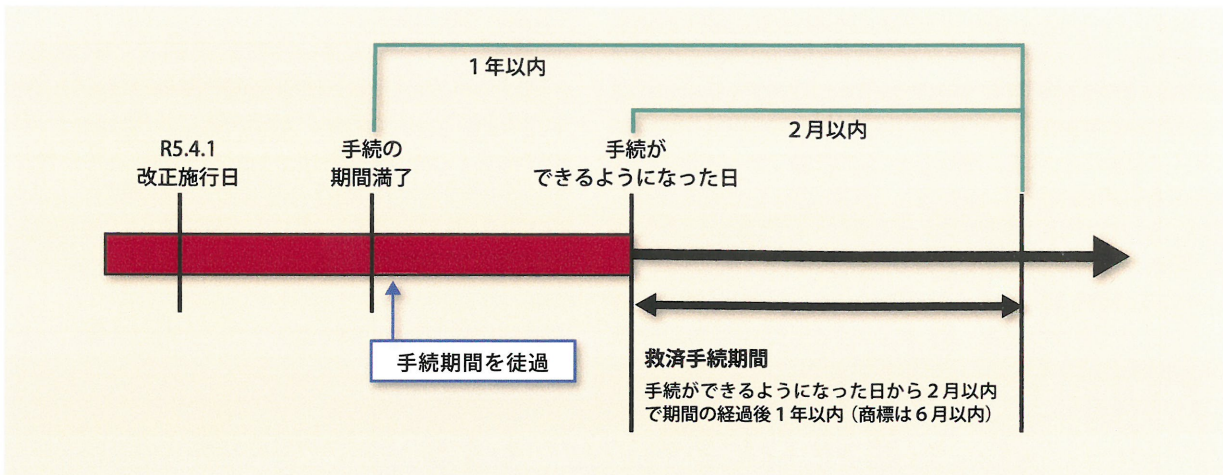
(2) 対象となる主な手続き

出願審査の請求、特許料の追納による特許権の回復、外国語書面出願の翻訳文の提出、特許出願等に基づく優先権主張

(3) 回復理由書の提出期間

所定の手続期間内に手続きすることができなかつたことが、「**故意によるものではない**」ときは、期間徒過後の手続きができるようになった日から2月以内かつ手続期間の経過後1年以内（救済手続期間）に回復理由書を提出して手続きを行う。

但し、優先権主張を伴う出願の場合、救済手続期間は2月であり、また、商標に関しては、救済手続期間は6月である。



海外の特許事情 文：弁理士 穂吉康平

ヨーロッパ単一特許制度の開始が目前に迫る

2023年2月17日に、ドイツが統一特許裁判所（UPC）協定の批准書をEU理事会に寄託しました。これにより、長年にわたり議論されてきた欧州単一特許制度が、2023年6月1日に開始することが遂に確定しました。

欧州単一特許制度が開始すると、従来の各国特許に代えて、17カ国（2023年3月現在）で有効な単一特許を選択できるようになるほか、単一特許や従来の欧州特許に係る訴訟を専門に扱うUPCが新設されます。

これに伴い、2023年3月1日より、制度開始前の準備期間として、サンライズ期間が既に開始しています。サンライズ期間には、既存の欧州特許や特許出願について、UPCの管轄からのオプトアウトを事前に申請することができます。オプトアウトをすれば、UPCでの無効訴訟により複数国での権利が一度に失われる事態、いわゆるセントラルアタックを回避することができます。

オプトアウトを希望する場合は、欧州単一特許制度の開始後も申請可能ですが、第三者がUPCに無効訴訟等を提起する可能性を完全に排除する

ために、サンライズ期間中に申請することをおすすめ致します。単一特許制度やオプトアウトの詳細については、別途ご案内している資料をご参照いただくか、お気軽に弊所までご相談ください。

アメリカ・台湾一特許証が電子化

米国特許商標庁（USPTO）は、2023年4月18日より電子特許証の発行を開始すると発表しました。当面（期間未定）は移行措置として、紙の特許証と電子特許証の両方が発行されますが、その場合も電子特許証が正式な特許証となります。

特許証の電子化により、登録料の納付から特許発行までの期間が、大幅に短縮されると見込まれています。そのため、いくつかの手續に影響が出ることで予想されています。

分割出願や継続出願については、登録料の納付までに確実に出願を完了させるよう、これまで以上に注意を払う必要があります。制度上は、親出願の特許発行まで出願可能ですが、登録料納付後の分割出願は、時間的な猶予が短すぎることから、現実的な選択肢では無くなると思われます。

情報開示義務については、情報開示陳述書（IDS）の提出にQPIDSやRCEが必要となる期間が短縮されることとなります。そのため、出願人にとっては、高額な追加費用が発生する可能性が低くなるため、好ましい制度変更と言えます。しかし、登録料の納付から特許発行までの期間にIDSの提

(4) 回復手数料

特許：212,100 円、実用新案：21,800 円、意匠：24,500 円、商標：86,400 円

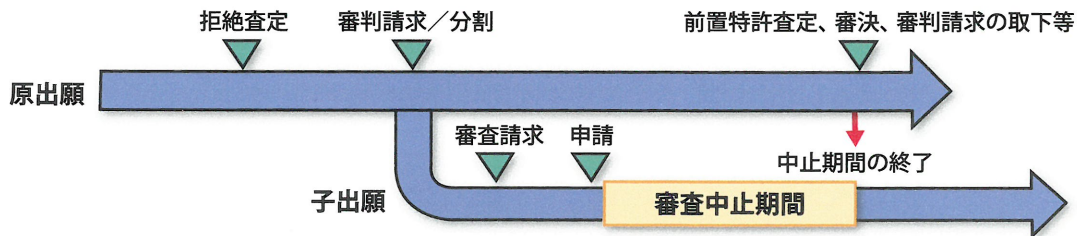
(5) コメント

期間徒過後の救済規定に係るガイドラインを見る限りにおいては、アメリカと比較するとまだ厳しいように思われる。特許の場合、回復手数料が高額なので、アメリカと同程度の緩和基準でないと思われにくいと思われる。

3. 原出願が審判係属中の分割出願に対する審査中止の運用

(1) 概要

令和 5 年 4 月から、分割出願のうち、原出願の拒絶査定後、拒絶査定不服審判請求に合わせて出願されたものについては、原出願の前置審査又は審判の結果が判明するまで当該分割出願の審査を中止する。これは、特許法第 5 4 条第 1 項に基づく運用である。



(2) 対象となる出願

対象となる出願は、**令和 5 年 4 月 1 日以降に審査請求がされた審査着手前の出願**であって、以下の①～③の全ての要件を満たす特許出願である。

- ①原出願の拒絶査定後に分割された分割出願であること
- ②原出願について拒絶査定不服審判請求がされており、原出願が前置審査又は拒絶査定不服審判に係属中であること
- ③原出願の前置審査又は審判の結果を待つことが便宜であるもの

(3) コメント

分割出願のうち、原出願の拒絶査定後、拒絶査定不服審判請求に合わせて出願されたものについては、原出願の前置審査又は審判の結果を踏まえて当該分割出願の対応を検討できることとなり、出願人にとって、より効率的かつ効果的な出願戦略の構築につながると考える。

4. まとめ

上記した内容の詳細につきましては、特許庁のホームページを御覧ください。

出典元：https://www.jpo.go.jp/system/laws/rule/guideline/kyusai_method2.html

https://www.jpo.go.jp/system/patent/shinsa/general/bunkatu-shutugan_chushi.html

出が必要となった場合は、これまで以上に迅速な手続きが求められるため、注意が必要です。

一方、台湾でも、2023 年 1 月 1 日から電子特許証の発行が開始されています。具体的には、登録料を納付する際に、紙の特許証と電子特許証のいずれかを選択できるようになりました。また、電子特許証を選択した場合でも、申請すれば紙の特許証の発行を受けることができます。

これにより、主要国（日本、米国、欧州、中国、韓国、台湾）では、日本を除き特許証が電子化されることになります。上記の主要国において、特許証は、それ自体に法的な効力が無く、賞状のような扱いとなっています。電子化による弊害などは考えにくいことから、日本においても電子化が望まれるところと見られます。

アメリカーDOCX 出願が開始

以前にもお伝えしましたが、アメリカでは、電子出願のファイル形式が、PDF から DOCX (Microsoft Word の標準文書形式) に変更される予定です。具体的には、PDF 形式による電子出願には、400 ドルの追加料金が課せられるようになります。DOCX 出願は、当初、2022 年 1 月より導入される予定でしたが、2 度にわたり延期され、2023 年 4 月 3 日より導入される見込みとなっています。

DOCX 出願では、段落番号の付与が必須となり、明細書内の項目名が指

定のものに限定されるなど、英文明細書を作成する段階でもある程度の変更が必要となります。弊所では、既に DOCX 出願への対応を完了しておりますので、ご不明な点などがあればお問い合わせ下さい。

インドー日印 PPH 試行プログラムが終了

日本とインドは、2019 年より特許審査ハイウェイ (PPH) 試行プログラムを実施していましたが、2022 年 11 月 20 日をもってこれを更新することなく終了しました。

インドでは、審査の待ち時間が非常に長いため、PPH は、これを短縮できる有効な手段とされていました。

しかし、近年では、審査請求から最初の審査報告 (First Examination Report, FER) を受け取るまでの待ち時間が数ヶ月にまで短縮されているようです。一方で、FER への応答から次のアクションまでの待ち時間は逆に長くなっており、最終処分までに数年を要することが多いようです。

過去に PPH を申請した案件では、FER を取得するまでの期間だけでなく、その後の特許登録までの期間も、通常の案件と比べて大幅に短縮されていました。従って、審査迅速化という観点だけを見ても、PPH を利用する意義はまだまだありそうです。日本特許庁のウェブサイトによると、現在、日印 PPH 試行プログラムの再開に向けてインド政府と交渉中とのことですので、早期の再開が望まれます。

1 はじめに

他人の著作物の適法引用（著作権法 32 条 1 項）の基準については、法文上の要件である「公正な慣行」と「正当な範囲内」の解釈・適用として、①利用の目的、②その方法や態様、③利用される著作物の種類や性質、④著作権者に及ぼす影響の有無・程度等に該当する事実等を考慮して、総合的に判断するのが、裁判例の傾向です（注 1）。

この点、近年、問題となることが多いツイートの適法引用に関しては、確立した慣行がなく、かつ、引用の仕方も様々であることから、判断も分かれています。

以下、ツイートの適法引用が争点となった、近時の裁判例を整理して（注 2）、検討したいと思います（[] の番号は、注 2）記載の URL に掲載された一覧表のものです。）。

2 裁判例の整理

引用の方法としては、他人のツイート（プロフィール画像を含む。）のスクリーンショットを添付してツイートする方法（[1][2][3][6]。以下「スクリーンショット型」といいます。注 3）が多く、その他にイラストを添付したツイートの方法（[4][5]）や書籍への他人のツイートの全文引用（[7]）があります。

スクリーンショット型では、適法引用の肯定・否定の判断が分かれています（肯定例：[1][3]、否定例：[2][6]）。これは、ツイッターの規約上定められた引用リツイートの方法によらないことの評価や、主従関係性をどの程度重視するかによって、判断が分かれたものと考えられます。なお、スクリーンショット型では、知財高裁令和 4 年 11 月 2 日判決（[3]）以降、引用リツイートの方法によらなかったことを理由として、適法引用を否定した裁判例は見当たりませんでした。

イラストを添付したツイートの方法では、原審と控訴審とで判断が分かれています。構図の異なるイラストを添付する必要性についての評価の相違が原因と考えられます。

書籍への他人のツイートの全文引用では、適法引用が肯定されています。これは、短文というツイートの性質上、全文引用の必要性が認められやすかったと考えられます。

3 考察

- (1) 否定例である東京地裁令和 12 月 14 日判決（[2]）は、スクリーンショット中のプロフィール画像ではなく、本文の著作権侵害が問題とされた点に事案の特徴があるところ、主従関係性を重視したものと考えられます。この点、東京地裁令和 3 年 12 月 10 日判決（[6]）と共通するところがあります。
- (2) 書籍への他人のツイートの全文引用での肯定例である、東京地裁令和 3 年 5 月 26 日判決（[7]）では、本件ツイートに係る記載部分は見開き 2 頁のうちの左頁上段の 5 行（本文部分は 3 行）にすぎず、形式的にも内容的にも、被告 Y のコメントが主であり、原告の本件ツイートが従と認められる事案でした。
- (3) 上記(1)及び(2)から、ツイッターの全文引用によって本文の著作権侵害が問題となる場合には、裁判例は、適法引用について、主従関係性を重視して判断する傾向にあると考えられます。

注 1) 「適法引用（著作権法 32 条 1 項）の判断枠組みについて」光陽通信 2021 年 10 月号 7 頁参照

注 2) https://koyo-law.com/home/wp-content/uploads/2023/02/tweet_tekihoinyo.pdf

注 3) スクリーンショット型には、スクリーンショット中のプロフィール画像の著作権侵害性が問題となったもの（[1][3]）と、本文（テキスト）の著作権侵害性が問題となったもの（[2][6]）とがあります。

専門性の高いサービス群



「特許発、光陽経由、未来行き」

あなたのビジネスをサポートする
スペシャリスト集団です

光陽は多様な技術分野をカバーする最先端の特許技術者集団を擁しています。その中から専任された技術専門家として弁理士、弁護士が種々の技術分野に亘る内外国特許出願、審判事件、特許侵害事件、鑑定等に対応します。

- 特許調査 弊所の独自ロジックによる最適なデータベースの組み合わせを用いたハイクオリティな先行技術調査をご提供しております。
- 契約係争関係 特許侵害、審決取消訴訟代理、各種交渉などの係争業務を承っております。
- 出願業務 国内特許出願、外国特許出願、意匠出願、商標出願、実用新案登録出願などの出願代理業務全般を承っております。
- 中間業務 国内出願の中間業務、外国出願の中間業務、外内出願の中間業務を承っております。
- コンサルティング ビジネスプランと各種知的財産権を効果的に生かす戦略プランなどのコンサルティング業務をご提供しております。
- 法務業務 法律業務（その他係争関係） 交渉、訴訟、調停等、事案の性質に応じた手続きを選択し、満足度の高い紛争解決を目指します。

事務所概要

お客様の発展に役立つ事、
それが私たちの使命です。



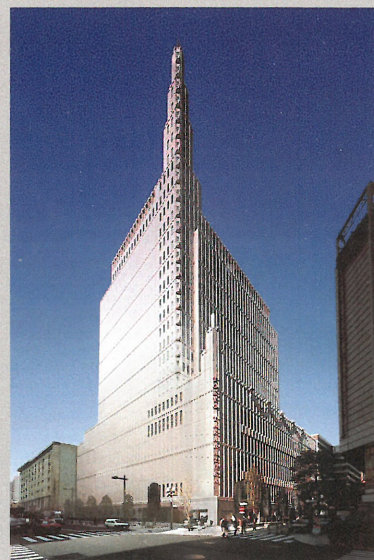
所長弁理士 荒船 博司

- 事務所名 光陽国際特許事務所
光陽国際特許法律事務所
- 英文名称 Koyo International Patent Firm
- 所在地 〒100-0006
東京都千代田区有楽町1-1-3東京宝塚ビル17階
- TEL 03-5251-5721 (代表)
- FAX 03-5251-5727
- 代表弁理士 荒船 博司
- 設立 昭和56年6月
- 従業員数 (http://www.koyo-patent.co.jp 参照)
- 弁理士数 (同上)
- 弁護士数 (同上)
- 業務内容 知的財産権(特許・実用新案・意匠・商標)に関する出願、その他手続きの代理。国内および諸外国の顧客の依頼による日本国および諸外国の特許庁に対する諸手続きの、直接あるいは間接的な代行。
民事、商事、家事等に関する係争処理。紛争予防のための法律相談、契約書の作成・審査等。

<事務所沿革>

- 昭和56年6月 前身の事務所を千代田区神田に開設
- 昭和60年3月 業務拡張のため、新宿区市ヶ谷に移転
- 平成元年4月 光陽国際特許事務所に改称
- 平成2年10月 業務拡張のため、新宿区神楽坂に移転
- 平成11年1月 業務拡張のため、新宿区岩戸町に移転
- 平成14年11月 光陽国際特許法律事務所に改称
- 平成22年8月 特許業務法人 光陽国際特許事務所を設立
- 平成24年10月 業務拡張のため、千代田区有楽町に移転
- 令和4年11月 弁理士法改正に伴い、弁理士法人 光陽国際特許事務所に改称

Office



<東京宝塚ビル アクセス>

- ◆JR JR有楽町駅(日比谷口)徒歩5分
- ◆東京メトロ 日比谷線 日比谷駅(A5出口)徒歩3分
千代田線 日比谷駅(A13出口)徒歩2分
- ◆都営地下鉄 三田線 日比谷駅
(千代田線連絡口経由A13出口)徒歩6分

銀座 界限

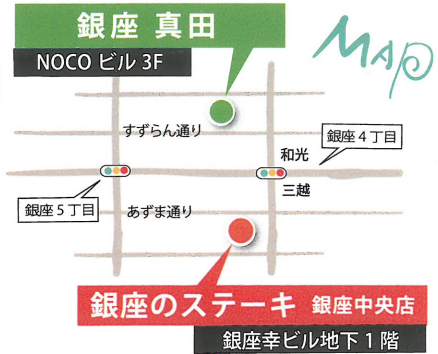
てくてく
グルメ



光陽の近くにある人気のグルメスポットに行ってみました！



とっておきのお店を
ご紹介します。



銀座 真田

東京都中央区銀座 5-6-5 NOCO ビル 3F

■ 電話：03-5537-7355



地下鉄銀座駅A1出口より徒歩1分。銀座すずらん通り沿いの長野県物産館「銀座 NAGANO」が入るビルの3階に位置する蕎麦屋「真田」。

洗練された上品な店内では、厳選したそば粉を用いて毎朝職人により打たれる蕎麦の他、季節の土鍋炊き込みご飯、信州の契約農家から直送される新鮮な野菜を使用した一品料理、デザートなどをいただくことができます。蕎麦はやや太めでとてもコシがあり、噛むごとに蕎麦の香りが口の中に広がります。濃厚なクルミだれで食べるのもおすすめです。一品料理は素材の味を引き出す味付けで、天ぷらも油がよく切られてサクッと軽く食べやすくなっており、本格的なせいろが1,045円(税込み)からいただけ、お昼は前菜や小天丼などのセットも用意されております。夜はお酒に合う一品料理が数多く取り揃えられる他、季節の食材を堪能できるコースなども事前に予約をすればいただくことができます。

落ち着いた雰囲気から深夜まで様々なシーンで訪れることができるこのお店で、信州こだわりのお蕎麦や和食、お酒を堪能しに行ってみてはいかがでしょうか。

■ 営業時間
ランチ 11:00 ~ 16:00
ディナー 16:00 ~ 22:00 (21:00 L.O.)
■ 定休日 なし



銀座のステーキ 銀座中央店

東京都中央区銀座 5丁目9番1号 銀座幸ビル地下1階

■ 電話：03-5537-3420



東京メトロ銀座駅A5出口から徒歩40mほど、銀座幸ビルの地下1階にある和牛ステーキのお店。

落ち着いた雰囲気のある店内に入りますと目に入るのが半円型のカウンターと大きな鉄板。こちらのお店では、シェフが目の前で1つ1つ丁寧に調理をしたお肉を、直接カウンター越しに提供してもらえます。上質なお肉は焼いている香りだけでも食欲をそそり、ほどよい加減で火から下され提供される出来立てのお肉は見た目だけでも十分美味しさが伝わってきます。いただけるお肉の種類によってコースが複数用意されており、平日のランチであれば5,800円(税抜き)でA5黒毛和牛をいただくこともできます。

お店の立地とやわらかなお肉の質を考えても十分に満足できる金額であるのに加え、多くのコースでステーキの“追加が無料”なのは驚きです。個室も2部屋ほど用意されており、大事な食事の席などにも利用できるのをお勧めとなっております。焼きたての和牛ステーキという最高のお肉を、堪能しに訪れてみてはいかがでしょうか。

■ 営業時間
ランチ 11:30 ~ 16:00 (L.O. 15:15)
※最終入店は、14:00 となります。
ディナー 17:00 ~ 23:00 (L.O. 21:45)
※最終入店は、20:30 となります。
■ 定休日 年末年始 (12月31日 ~ 1月4日)



KOYO
光陽国際特許事務所

光陽国際特許事務所 Koyo International Patent Firm
〒100-0006 東京都千代田区有楽町 1-1-3 東京宝塚ビル 17階
TEL: 03-5251-5721 (代表) FAX: 03-5251-5727
URL: <http://www.koyo-patent.co.jp>